

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月3日

【会社名】 株式会社U B I C

【英訳名】 UBIC, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463-6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 谷口 正巳

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463-6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 谷口 正巳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券株式の種類】

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 1,155,600,000円 (予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月期第2四半期連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビュー報告書を受領したため、平成26年8月28日付で提出した有価証券届出書並びに平成26年9月3日付で提出した訂正有価証券届出書の記載事項のうち、これらに関連する事項を訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、第一部 証券情報 第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 の記載事項に訂正が生じたので、この記載事項を訂正するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2)募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

f. 払込みに要する資金等の状況

5 第三者割当後の大株主の状況

第二部 参照情報

第1 参照書類

2 四半期報告書又は半期報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2)募集の条件

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定	未定	100株	平成27年3月6日(金)	-	平成27年3月6日(火)

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定	未定	100株	平成27年3月6日(金)	-	平成27年3月6日(金)

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(訂正前)

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft) ()
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taubusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日 半期報告書 平成25年9月27日 (2013年度中(自平成25年1月1日至平成25年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	記載事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は56,017百万ユーロ(約93,668億円、換算レート 1ユーロ136.94円(平成26年8月27日の仲値))(連結、平成26年6月30日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては株式買取基本契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(訂正後)

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft) ()
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taubusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日 半期報告書 平成26年9月29日 (2014年度中(自平成26年1月1日至平成26年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社の普通株式2,400株(平成26年9月30日現在)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は70,106百万ユーロ(約101,829億円、換算レート 1ユーロ145.25円(平成26年11月18日の仲値))(連結、平成26年9月30日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては株式買取基本契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

5 第三者割当後の大株主の状況

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	20.11	6,920,400	17.56
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.67	2,984,720	7.57
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.91	2,722,400	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京中央区晴海1丁目8-11	2,302,500	6.69	2,302,500	5.84
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	-	-	5,000,000	12.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京港区浜松町2丁目11-3	1,701,200	4.94	1,701,200	4.32
ザバンクオブニューヨークメロンアズデポジタリーバンクフォーデポジタリーレシートホルダーズ(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	643,980	1.87	643,980	1.63
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.74	600,000	1.52
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント(常任代理人株式会社みずほ銀行決裁営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	600,000	1.74	600,000	1.52
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.25	429,800	1.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	293,600	0.85	293,600	0.74
計	-	19,198,600	55.79	24,198,600	61.40

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、割当前の所有株式数に、本プログラムにより発行される新株式の発行数を全て保有するものと仮定して加算した数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本プログラムにより発行される新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年3月31日現在の所有株式数を基に、(1)ドイツ銀行ロンドン支店が本プログラムにより発行される新株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てております。

なお、本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は1,000,000株（議決権10,000個）であり、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	20.11	6,920,400	17.56
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.67	2,984,720	7.57
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.91	2,722,400	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京中央区晴海1丁目8-11	2,302,500	6.69	2,302,500	5.84
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	-	-	1,000,000	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京港区浜松町2丁目11-3	1,701,200	4.94	1,701,200	4.32
ザバンクオブ ニューヨークメロ ンアズデポジタ リーバンク フォーデポジタ リーレシートホル ダーズ（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行）	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	643,980	1.87	643,980	1.63
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.74	600,000	1.52
ザチェースマン ハットンバンクエ ヌエイロンドンエ スエルオムニバ スアカウント（常任 代理人 株式会社みず ほ銀行決裁営業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND（東京都中央区月 島4-16-13）	600,000	1.74	600,000	1.52
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.25	429,800	1.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2-10	293,600	0.85	293,600	0.74
計	-	19,198,600	55.79	20,198,600	51.25

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	19.54	6,920,400	17.55
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.42	2,984,720	7.57
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.68	2,722,400	6.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京中央区晴海1丁目8-11	1,931,900	5.45	1,931,900	4.90
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	2,400	0.00	5,000,000	12.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京港区浜松町2丁目11-3	864,600	2.44	864,600	2.19
野村證券株式会社	東京都千中央区日本橋1-9-1	796,900	2.25	796,900	2.02
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	711,800	2.01	711,800	1.80
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.69	600,000	1.52
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.21	429,800	1.09
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	415,600	1.17	415,600	1.05
計	-	18,378,120	51.89	23,378,120	59.31

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、割当前の所有株式数に、本プログラムにより発行される新株式の発行数を全て保有するものと仮定して加算した数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本プログラムにより発行される新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年9月30日現在の所有株式数を基に、(1)ドイツ銀行ロンドン支店が本プログラムにより発行される新株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てております。

5. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式1,931,900株及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式864,600株は信託業務に係るものであります。

6. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、2014年11月7日付で株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されており、2014年10月31日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2014年9月30日現在の各社の実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	3,269,700	9.23
JPモルガン証券株式会社	47,000	0.13
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (J.P. Morgan Clearing Corp.)	86,790	0.25
計	3,403,490	9.61

なお、本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は1,000,000株(議決権10,000個)であり、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	19.54	6,920,400	19.00
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.42	2,984,720	8.19
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.68	2,722,400	7.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京中央区晴海1丁目8-11	1,931,900	5.45	1,931,900	5.30
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マ イン タウヌスアンラーゲ 12	2,400	0.00	1,000,000	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京港区浜松町2丁目11-3	864,600	2.44	864,600	2.37
野村證券株式会社	東京都千中央区日本橋1-9-1	796,900	2.25	796,900	2.18
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	711,800	2.01	711,800	1.95
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.69	600,000	1.64
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.21	429,800	1.18
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	415,600	1.17	415,600	1.14
計	-	18,378,120	51.89	19,378,120	53.21

第二部 参照情報

第1 参照書類

2 四半期報告書又は半期報告書

(訂正前)

事業年度 第12期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)平成26年8月14日関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第12期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)平成26年8月14日関東財務局長に提出事業年度 第12期第2四半期(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)平成26年11月14日関東財務局長に提出